

サービス計画の主な修正点について

◎ 趣旨

「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」(素案)について、審議会における意見や新規事業の実施等により、記載を修正した主な箇所について以下のとおり報告するもの

○ 修正内容

(1) 社会福祉審議会における意見により修正するもの

【第4章】

・ 1(1)及び(2) — 本市の目標 (p42, 43)

(修正前) これまで、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでおり・・・

(修正後) これまで、本市においては、施設入所者の地域移行に取り組んでおり・・・

・ 1 — 目標達成に向けた取組 (p43)

(修正前) 地域生活への移行が可能な対象者について、本人の意思や家庭環境、その他必要な情報を基幹相談支援センターが中心となり、・・・

(修正後) 本人や家族の思いや希望を受け止めながら、必要な情報について、基幹相談支援センターが中心となり・・・

(2) 新規・拡充事業(※)の内容を踏まえ修正するもの

【第4章】

・ 3 — 目標達成に向けた取組 (p46)

(修正前) ・ 親なき後を見据え、体験的宿泊支援事業(グループホームや短期入所の体験利用)などの実施を検討します。

(修正後) ・ 基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターを中心に、相談支援の充実を図るとともに、身近に支援者がいない人の緊急時の相談支援についても実施していきます。

・ 親なき後を見据え、障がい者が介護者からの自立を体験できる機会として、体験的宿泊支援事業(グループホームや短期入所の体験利用)を実施します。

【第6章】

・ 1(1) — 事業実施に関する考え方(相談支援事業)(p64)

(修正前) 指定特定相談支援事業所の増加に伴い、相談支援の提供体制が強化されている現状を踏まえ、引き続き、相談支援事業を実施するとともに、今後は、障がい者生活支援センターの役割の整理や、基幹相談支援センターを含めた総合的な相談支援体制の再編を検討します。

(修正後) 障がい者生活支援センターでは、基幹相談支援センターと連携しながら、社会資源の活用、社会生活力を高めるための支援、緊急時(介護者の急病等)に必要なサービスの調整等、引き続き、障がい者の地域生活に係る総合的な支援を実施していきます。

- ・ 1(2) － 第6期計画（見込み）（相談支援事業）（p67）
 （修正前）7箇所（令和3年度から5年度）
 （修正後）4箇所（令和3年度から5年度）

- ・ 2(1) － 事業内容（地域移行のための安心生活支援）（p70）
 （修正前）障がい者等が養護者からの虐待により、分離が必要なケース等に対し、障がい福祉サービス事業所等において、宿泊を伴う緊急的な一時預かりを実施しています。（緊急一時保護事業）
 （修正後）（上記内容に加え）また、親なき後に備え、介護者からの自立を体験できる機会・場として、グループホームや短期入所への体験的な宿泊を支援します。（体験的宿泊支援事業）

- ・ 2(1) － 事業実施に関する考え方（地域移行のための安心生活支援）（p70）
 （修正前）障がい者の緊急時に備え・・・体験的な宿泊支援などを検討していきます。
 （修正後）障がい者の緊急時に備え・・・体験的な宿泊支援などを実施していきます。

- ・ 2(1) － 事業内容（就業・就労支援）（p71）
 （修正前）企業が、重度障がい者等を雇用する・・・支援を検討していきます。
 （修正後）企業が、重度障がい者等を雇用する・・・支援を行います。

- ・ 2(2) － 第6期計画（見込み）（就業・就労支援）（p72）
 （修正前）検討中（令和3年度から5年度）
 （修正後）実施「有」（令和3年度から5年度）

※【参考】新規・拡充事業一覧

| 事業名 | 区分 | 事業内容 |
|----------------------------|----|---|
| 体験的宿泊支援事業 | 新 | 親なき後に備え、障がい者本人と介護者の両方が今後のことを考える機会を創出するため、障がい福祉サービスを利用したことがない障がい者を対象に、グループホームや短期入所施設への体験的な宿泊支援を試行的に実施する。 |
| 障がい者生活支援事業の見直し | 拡 | 事業所内で相談・連携しながら支援を行える体制を整えるため、これまで1事業所につき1名であった相談支援専門員を、2名以上配置するとともに、身近に支援者がいない人等の緊急時の相談支援についても実施するなど、相談支援の充実を図るもの （ <u>現</u> 7事業所8名 ⇒ <u>新</u> 4事業所8名以上） |
| 雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業 | 新 | 重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けており、就労している障がい者を対象に、国の補助事業である「雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業」を活用し、重度障がい者の通勤時の介助のほか、職場の就労時における姿勢の調整などのああ身体の介護や入力作業などの業務の支援を実施するもの |

(3) 直近の実績や事業の見直し等を踏まえ、見込量等を変更するもの

【第5章】

- ・ 3(1) - 第6期計画（見込み）（グループホーム）（p59）
- ・ 3(3) - グループホーム必要定員数（必要棟数）の見込みについて（p60）

※ 計画期間中のグループホームの利用人数及び定員数の見込みについては、現在の状況を踏まえ、修正を予定

【第6章】

- ・ 2(2) - 第6期計画（見込み）（日中一時支援事業（放課後支援型））（p72）
（修正前）利用量 340（回/月），利用人数 59（人/月）（令和4年度）
 利用量 282（回/月），利用人数 49（人/月）（令和5年度）
（修正後）利用量 121（回/月），利用人数 29（人/月）（令和4年度）
 終了（令和5年度）

近年の利用者の減少に伴い、令和5年度で事業を終了することによる修正